

## 5月28日（金）現在は「警戒レベル5（特別警戒）」です。

本県は、国の警戒区分で「ステージⅢ」、県の感染流行期で「感染まん延期・中期」です。






本県の感染状況は、1週間あたりの新規感染者が、人口10万人あたり13人、病床利用率は30%台で下げ渋っており、西部地域は感染拡大が顕著となり、病床利用率も50%を超えて、ひっ迫が非常に強い状況です。とりわけ、浜松市では、感染拡大警戒宣言が発令されており、十分な注意が必要です。

愛知県や神奈川県などでの緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の延長を踏まえ、本県では、引き続き、6月20日（日）まで感染拡大防止対策の徹底に取り組みます。感染スピードが速く、一気に広がりやすい変異株は、専門家から、**高齢者に限らないあらゆる世代で重症化する**と指摘されています。変異株による感染拡大の抑制に向け、いわゆる「3密」（密閉、密集、密接）はもとより、**たとえ「1密」であっても徹底して回避するなど、より厳格な感染拡大防止対策が必要**です。県民の皆様には、以下の対策をお願いいたします。

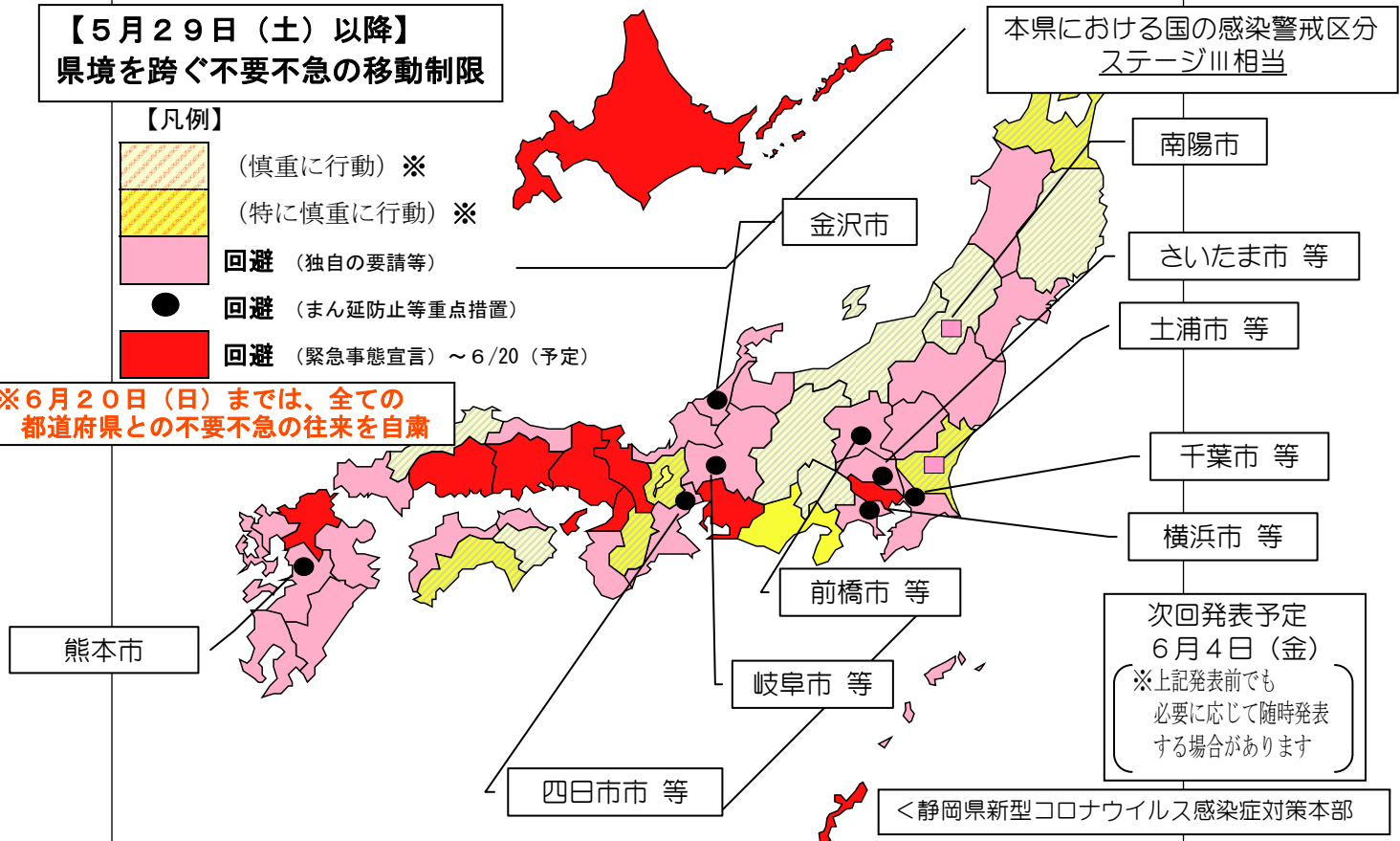
- ① 感染力が強い変異株への感染防止のため、「**マスクの着用**」の徹底、「**三密はたとえ一密であっても避ける**」など、基本的な感染防止対策を強化、徹底してください。
- ② 人の移動や人に会うことは感染リスクが伴います。愛知県東部地域で感染拡大が進んでおり、**県境を接する西部地域など感染拡大地域と交流が活発な地域では細心の注意**が必要です。
- ③ 東京都など34都道府県等では、不要不急の外出自粛等が要請されています。感染拡大地域をはじめ、**すべての都道府県との不要不急の交流は自粛**くださいますようお願いいたします。
- ④ 感染の機会は、マスクを着用していない会話や歌唱などです。常にマスクを着用し、**人と人の距離の確保（可能な限り2m）**をお願いします。
- ⑤ 会話しながらの食事には感染リスクがあります。同居の御家族以外の方と食事をする際には、「**食事は黙って食べる**」、「**会話は、必ずマスクを着用する**」ことをお願いします。
- ⑥ 友人、親戚などとの屋外でのバーベキューで感染拡大が見られます。マスク非着用での会話が危惧される場合は、**普段御一緒の方以外とのバーベキューなどは自粛**くださるようお願いいたします。
- ⑦ クラスタ発生防止のため、飲食店等事業者の皆様には、各業種組合のガイドライン等による感染防止対策の徹底を常に行ってください。
- ⑧ 職場や社員寮、共同生活等で感染拡大しています。休憩室など居場所の切り替わり時のマスクの着用忘れ防止や、従業員の共同利用が見込まれる場所での感染防止対策の徹底をお願いします。

### 【5月29日（土）以降】 県境を跨ぐ不要不急の移動制限

#### 【凡例】

-  (慎重に行動) ※
-  (特に慎重に行動) ※
-  回避 (独自の要請等)
-  回避 (まん延防止等重点措置)
-  回避 (緊急事態宣言) ~ 6/20 (予定)

※6月20日（日）までは、全ての都道府県との不要不急の往來を自粛



## ◎県内移動に関する行動制限

- マスクの着用、たとえ「1密」でも回避するなど「新しい生活様式」を徹底し、人の移動や人に会うことに感染リスクが伴うことを忘れずに、慎重に行動してください。
- 同居の御家族以外の方と食事をする際には、「食事は黙って食べ」、「会話をする時はマスクを着用」してください。その場合も、できる限り少人数で行ってください。
- 訪問先の施設で、感染防止対策が十分行われているかは訪問前に必ず確認してください。「対策が不十分な店への訪問はしない」ということの徹底をお願いいたします。

## ◎県境を跨ぐ不要不急の移動に関する行動制限

※不要不急の移動は、旅行や帰省など、時期を改めることが可能な行動であり、通勤、通学など日常生活に必要な行動の自粛をお願いするものではありません。

**○全ての外出について、マスクの着用など「新しい生活様式」を徹底し、自分や相手が感染しているかもしれないという意識を持って、注意して行動してください。**

※外出・訪問の検討にあたっては、各自治体が発表している行動制限を尊重してください。

※本県を訪問される方には、県民の皆様からも呼びかけてください。

(1) 回避／訪問自粛	次の地域では、感染拡大が顕著であり、不要不急の外出自粛等が発出されていますので、不要不急の移動を回避してください。また、当該地域の皆様は、本県への「不要不急の訪問の自粛」をお願いします。
	<b>緊急事態宣言地域</b> 北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、沖縄県 (10都道府県)
	群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、三重県、熊本県 (8県) [群馬県] 前橋市 等10市町 [埼玉県] さいたま市 等15市町、 [千葉県] 千葉市 等12市 [神奈川県] 横浜市 等17市町、 [石川県] 金沢市 [岐阜県] 岐阜市 等22市町、 [三重県] 四日市市 等12市町 [熊本県] 熊本市 〔※市町村の詳細は別紙〕
	独自の外出自粛等が発出している地域 宮城県、秋田県、福島県、栃木県、富山県、福井県、和歌山県、鳥取県、山口県、香川県、愛媛県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県 (16県) [山形県] 南陽市 [茨城県] 土浦市 等17市町〔※市町村の詳細は別紙〕
(2) 特に慎重に行動	次の地域への移動については、特に慎重に行動してください。また、当該地域の皆様は、本県への訪問の際には「特に慎重な行動」をお願いします。 青森県、茨城県（(1)の地域を除く）、滋賀県、奈良県、高知県 (5県)
	次の地域への移動については、慎重に行動してください。また、当該地域の皆様は、本県への訪問の際には「慎重な行動」をお願いします。 岩手県、山形県（(1)の地域を除く）、新潟県、山梨県、長野県、島根県、徳島県 (7県)
(3) 慎重に行動	

6月20日（日）までは、  
全ての都道府県との不要不急  
の往来を自粛

〔※不要不急の外出自粛が要請されている都県の皆様は、飲食店等の営業時間の短縮等の要請に伴う閉店後の時間帯に、県境を越えて訪問されることについて自粛をお願いします。〕

◎新型コロナウイルスへの感染防止は、見えない感染者（※）に、「近づく可能性をどうすれば減らせるのか」、「知らずに出会っても、うつらないようにできるか」が、大切です。

※見えない感染者：感染していても無症状や軽症で、自分が感染していることに気付いていない人。発症前2日前から感染力があるなど、本人が知らないまま、他人に感染させてしまうリスクがある。



<別紙>

○まん延防止等重点措置や独自の外出自粛等の発出された市町村

<p>まん延防止等重点措置の地域</p>	<p>[群馬県] 前橋市・高崎市・伊勢崎市・太田市・沼田市・渋川市・藤岡市・富岡市・安中市・玉村町</p> <p>[埼玉県] さいたま市・川越市・川口市・所沢市・草加市・越谷市・蕨市・戸田市・朝霞市・志木市・和光市・新座市・富士見市・ふじみ野市・三芳町</p> <p>[千葉県] 千葉市・市川市・船橋市・松戸市・野田市・習志野市・柏市・流山市・八千代市・我孫子市・鎌ヶ谷市・浦安市</p> <p>[神奈川県] 横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市・鎌倉市・藤沢市・茅ヶ崎市・逗子市・三浦市・厚木市・大和市・伊勢原市・海老名市・座間市・綾瀬市・葉山町・寒川町</p> <p>[石川県] 金沢市</p> <p>[岐阜県] 岐阜市・大垣市・高山市・多治見市・関市・中津川市・瑞浪市・羽島市・恵那市・美濃加茂市・土岐市・各務原市・可児市・山県市・瑞穂市・本巣市・下呂市・岐南町・笠松町・養老町・北方町・御嵩町</p> <p>[三重県] 四日市市・桑名市・鈴鹿市・名張市・亀山市・いなべ市・伊賀市・木曽岬町・東員町・菰野町・朝日町・川越町</p> <p>[熊本県] 熊本市</p>
<p>独自の外出自粛等を発出している地域</p>	<p>[山形県] 南陽市</p> <p>[茨城県] 土浦市・龍ヶ崎市・下妻市・常総市・常陸太田市・北茨城市・笠間市・牛久市・筑西市・かすみがうら市・鉾田市・小美玉市・大洗町・東海村・阿見町・八千代町・利根町</p>

※まん延防止等重点措置の地域等については、変更があります。各道県のホームページ等で最新の情報を確認してください。

<静岡県新型コロナウイルス感染症対策>

令和3年5月28日

「6段階警戒レベル」と「レベル毎の行動制限」の変更点

時期	前回 (5/22~5/28)	今回 (5/29~6/4)
レベル	警戒レベル5 (特別警戒)	変更なし
県内移動に関する行動制限	感染防止対策の継続を呼びかけ	変更なし
県境を跨ぐ不要不急の移動に関する行動制限	全都道府県への不要不急の往来の自粛を呼びかけ	変更なし

<全国状況の主な変更点>

○独自の外出自粛措置の追加 (15県→16県)

栃木県	5/22~5/28	5/29~6/4
	—	独自の外出自粛措置

## ○緊急事態宣言が発出された都府県等と本県・近隣県の感染ステージの評価状況

(出典：厚生労働省ホームページ、①～④医療体制 5/18 時点、⑤PCR陽性率 5/16 時点、⑥10万人当たり陽性者数 5/20 時点、⑦感染経路不明割合 5/14 時点)  
 ②入院率について：入院率は療養者数に対する入院者数の割合をいう。(注)ステージ判断は、療養者数が人口10万人当たり10人以上の場合に適用する。また、新規陽性者が、発生届が届け出られた翌日までに療養場所の種別が決定され、かつ入院が必要な者が同日までに入院している旨、都道府県から報告があった場合には入院率を適用しない。(本表のステージ判定の着色は厚生労働省資料に準じて着色)

(出典：静岡新聞朝刊 ⑥10万人当たり陽性者数 5/27 時点(右端欄) (前日の午後7時30分もしくは午後9時30分までの人数))

都道府県	医療提供体制			④療養者数 (10万人当たり)	⑤PCR 陽性率	⑥陽性者数 (5/20 時点)	⑦感染経路 不明割合	⑧直近1週間の 増減(参考)	該当 項目数 [ステージⅢ]	該当 項目数 [ステージⅣ]	該当 項目数 計	⑥陽性者数 (5/27 時点)	全国 順位
	①全入院者	②入院率	③重症患者										
ステージⅢ	確保 20%	40%以下	確保 20%	20人	5%	15人	50%	—				15人	
ステージⅣ	確保 50%	25%以下	確保 50%	30人	10%	25人	50%	—				25人	

### ◆緊急事態宣言の都道府県

北海道	50.8	15.9	25.9	110.3	10.6	73.14	63.0	1.19	2	5	7	74.97	2
東京都	40.1	38.1	43.8	45.6	4.7	35.40	60.3	0.75	4	2	6	29.42	6
愛知県	62.6	(注) 16.2	47.9	77.4	15.2	51.85	46.5	1.03	1	4	5	42.11	3
京都府	65.5	20.0	43.0	59.5	8.1	35.39	51.0	0.97	3	4	7	19.32	15
大阪府	74.7	13.1	63.0	171.8	7.0	43.71	58.8	0.63	2	5	7	25.86	8
兵庫県	66.7	21.7	71.5	67.5	9.6	31.10	47.3	0.60	1	5	6	18.83	18
岡山県	84.5	25.1	69.8	73.3	8.6	53.81	58.6	0.93	3	4	7	29.31	7
広島県	72.2	17.2	22.9	74.7	1.8	53.03	41.0	1.20	1	4	5	39.23	4
福岡県	76.1	(注) 15.7	51.3	114.3	10.7	59.29	64.7	0.88	1	5	6	34.15	5
沖縄県	80.0	29.0	73.8	105.5	15.7	68.82	67.9	1.47	2	5	7	102.96	1

(※順位は感染者の多い方から)

### ◎まん延防止等重点措置の県

群馬県	63.4	41.2	23.0	34.2	5.8	20.39	36.6	0.63	3	2	5	15.91	20
埼玉県	47.5	(注) 29.8	26.5	34.6	3.4	19.88	45.0	0.82	3	1	4	14.05	23
千葉県	33.0	(注) 32.9	11.7	21.8	3.3	14.49	56.3	0.86	3	0	3	12.83	26
神奈川県	32.2	(注) 25.0	31.7	25.1	8.5	21.61	55.7	0.97	6	0	6	18.84	17
石川県	74.5	48.1	28.6	50.8	4.5	23.90	37.0	0.67	2	2	4	25.84	9
岐阜県	71.6	46.4	33.9	57.3	9.8	43.33	40.0	0.99	2	3	5	25.47	10
三重県	43.7	31.8	19.7	33.7	11.5	17.24	32.8	0.96	3	2	5	10.44	32
熊本県	55.8	32.1	37.3	50.3	17.0	37.19	53.7	0.92	3	4	7	21.68	12

(※順位は感染者の多い方から)

### ◇本県及び近隣県

静岡県	34.4	24.3	13.4	21.0	6.3	15.15	42.6	1.11	4	1	5	13.42	25
新潟県	41.4	58.2	4.5	17.8	3.1	9.36	30.7	0.71	1	0	1	8.64	36
山梨県	30.9	72.1	0.0	15.0	4.7	8.75	46.1	0.65	1	0	1	9.25	34
長野県	44.0	57.5	12.2	16.2	3.6	13.27	21.3	1.11	1	0	1	11.42	31

都道府県	医療提供体制			④療養者数 (10万人当たり)	⑤PCR 陽性率	⑥陽性者数 (5/20時点)	⑦感染経路 不明割合	⑧直近1週間の 増減(参考)	該当 項目数 (ステージⅢ)	該当 項目数 (ステージⅣ)	該当 項目数 計	⑥陽性者数 (5/27時点)	全国 順位
	①全入院者	②入院率	③重症患者										
ステージⅢ	確保 20%	40%以下	確保 20%	20人	5%	15人	50%	—				15人	
ステージⅣ	確保 50%	25%以下	確保 50%	30人	10%	25人	50%	—				25人	

○独自の要請（県内外出自粛、県外移動自粛）等を行っている県

(※順位は感染者の多い方から)

宮城県	25.6	(注) 36.2	13.8	13.8	2.8	9.19	49.1	0.91	1	0	1	5.72	41
秋田県	31.9		0.0	14.9	2.9	7.97	26.0	0.71	1	0	1	2.90	47
福島県	73.6	67.0	46.0	27.9	2.5	13.65	31.1	0.54	2	1	3	8.72	35
栃木県	38.4	45.4	6.5	17.9	3.7	13.03	40.1	1.02	1	0	1	12.57	28
富山県	21.2	60.6	13.9	16.8	4.2	15.61	52.7	2.30	3	0	3	19.73	14
福井県	22.0	(注) 98.2	0.0	7.4	1.0	4.69	4.5	0.71	1	0	1	3.52	45
和歌山県	33.2	100.0	15.0	16.9	3.2	9.19	25.8	0.62	1	0	1	7.24	39
鳥取県	15.0	(注) 90.4	0.0	9.4	1.8	3.96	20.0	0.56	0	0	0	3.42	46
山口県	74.6	68.0	5.8	42.0	9.1	24.30	14.6	1.01	2	2	4	18.85	16
香川県	62.8	37.8	15.4	37.3	2.4	17.99	37.6	0.52	2	2	4	9.62	33
愛媛県	21.5	(注) 38.7	15.2	11.2	6.2	4.56	25.6	0.45	2	0	2	3.59	44
佐賀県	48.3	56.2	17.0	37.5	7.1	26.26	34.1	0.61	2	2	4	15.83	21
長崎県	60.4	60.0	38.1	32.2	3.3	11.68	28.3	0.45	1	2	3	4.07	42
大分県	49.1	32.1	14.0	58.2	6.0	34.27	42.1	0.92	3	2	5	20.79	13
宮崎県	29.5	23.4	15.2	33.0	3.3	17.71	21.0	0.58	2	2	4	7.83	37
鹿児島県	57.1	50.0	6.3	27.0	4.8	16.42	29.1	0.73	2	1	3	12.73	27

## 静岡県内市町別「直近1週間・人口10万人当たりの新規陽性者数」

陽性者数(B)把握: 県健康福祉部、作表: 県危機管理部

単位	人口 (A) 人	5月7日～5月13日		5月14日～5月20日		5月21日～5月27日		単位	累計 陽性者数 人
		陽性者数計 (B) 人	対人口10万人 B/(A/100) 人	陽性者数計 (B) 人	対人口10万人 B/(A/100) 人	陽性者数計 (B) 人	対人口10万人 B/(A/100) 人		
沼津市	189,677	15	7.9	1	0.5	6	3.2	沼津市	318
熱海市	36,351	3	8.3	1	2.8	6	16.5	熱海市	119
三島市	108,435	5	4.6	3	2.8	3	2.8	三島市	190
富士宮市	128,748	9	7.0	2	1.6	4	3.1	富士宮市	162
伊東市	65,704	0	0.0	2	3.0	1	1.5	伊東市	231
富士市	245,089	21	8.6	14	5.7	6	2.4	富士市	539
御殿場市	87,345	7	8.0	9	10.3	6	6.9	御殿場市	240
下田市	21,161	0	0.0	0	0.0	0	0.0	下田市	12
裾野市	51,206	1	2.0	11	21.5	1	2.0	裾野市	76
伊豆市	29,427	0	0.0	0	0.0	0	0.0	伊豆市	48
伊豆の国市	46,976	3	6.4	1	2.1	0	0.0	伊豆の国市	160
東伊豆町	11,771	1	8.5	0	0.0	0	0.0	東伊豆町	19
河津町	6,907	0	0.0	0	0.0	0	0.0	河津町	3
南伊豆町	7,970	0	0.0	0	0.0	0	0.0	南伊豆町	7
松崎町	6,246	0	0.0	0	0.0	0	0.0	松崎町	3
西伊豆町	7,384	0	0.0	1	13.5	0	0.0	西伊豆町	30
函南町	36,859	0	0.0	1	2.7	1	2.7	函南町	31
清水町	32,099	1	3.1	2	6.2	0	0.0	清水町	51
長泉町	43,015	1	2.3	4	9.3	0	0.0	長泉町	44
小山町	18,600	0	0.0	0	0.0	2	10.8	小山町	17
東部20市町	1,180,970	67	5.7	52	4.4	36	3.0	東部20市町	2,300
静岡市	692,632	115	16.6	104	15.0	96	13.9	静岡市	1,986
島田市	96,099	18	18.7	9	9.4	16	16.6	島田市	158
焼津市	136,752	10	7.3	24	17.6	10	7.3	焼津市	270
藤枝市	142,069	5	3.5	11	7.7	13	9.2	藤枝市	189
牧之原市	44,275	2	4.5	1	2.3	3	6.8	牧之原市	67
吉田町	28,936	7	24.2	7	24.2	2	6.9	吉田町	37
川根本町	6,438	0	0.0	0	0.0	2	31.1	川根本町	1
中部7市町	1,147,201	157	13.7	156	13.6	142	12.4	中部7市町	2,708
浜松市	791,854	155	19.6	210	26.5	225	28.4	浜松市	1,673
磐田市	166,310	42	25.3	48	28.9	28	16.8	磐田市	303
掛川市	115,133	16	13.9	10	8.7	10	8.7	掛川市	182
袋井市	86,928	17	19.6	26	29.9	18	20.7	袋井市	135
湖西市	58,667	32	54.5	34	58.0	20	34.1	湖西市	156
御前崎市	31,396	2	6.4	3	9.6	3	9.6	御前崎市	21
菊川市	47,355	2	4.2	6	12.7	2	4.2	菊川市	38
森町	17,764	2	11.3	0	0.0	0	0.0	森町	25
西部8市町	1,315,407	268	20.4	337	25.6	306	23.3	西部8市町	2,533
その他		7		7		5		その他	176
県合計	3,643,578	499	13.7	552	15.1	489	13.4	県合計	7,717

※1 人口は、2019年5月1日現在の市町別推計人口

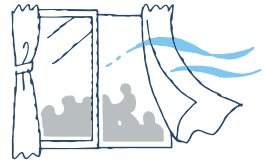
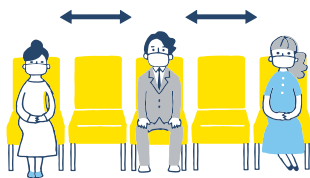
※2 数値は速報値であり、感染者にかかる詳細調査等により、後日数値が訂正・変更される場合あり

新型コロナウイルス  
感染症予防対策

# ふじのくに 安全・安心 認証制度

飲食店

この認証マークが  
安全・安心の目印です



## 利用者に安心と信頼を届けよう!

この制度は、静岡県内において飲食業を営む事業者が実施する新型コロナウイルス感染症予防対策について、その内容を県が認証することにより、県民及び県外の人々に安心と信頼を提供することを目的としたものです。



お問い合わせ

ふじのくに安全・安心認証(飲食店)制度事務局

TEL:0570-020-112 (平日 午前8時30分~午後5時15分)

申請方法は裏面へ



## 認証ポイント

詳細なチェック項目は、申請フォームまたは申請書をご確認ください。

1. 来店者の感染症予防対策
2. 従業員の感染症予防対策
3. 施設・設備の衛生管理の徹底
4. チェックリストの作成・公表
5. 新型コロナウイルス感染症患者発生に備えた対処方針
6. 接待を伴う飲食店における感染症予防対策
7. カラオケの歌唱を伴う場における感染症予防対策

## 対象となる施設

飲食業に属する事業者（食品衛生法第52条第1項の許可を受けた者）が営む日本標準産業分類「中分類76-飲食店」に分類される県内の事業用施設のうち、専ら集客を目的とするもので、以下を除きます。

- 暴力団であるもの又は役員に暴力団員がいるものが営む施設
- 店舗内で飲食することを主たる目的としない飲食店（テイクアウト・デリバリー型の店舗、キッチンカー、露店等）
- 食品衛生法施行令第35条第3号から第34号に規定する営業を行う施設（宿泊を主とした施設は対象に含まれません。）

## 申請手続き

**下記QRコードよりwebページへアクセスください!**

電子申請または、書面申請（郵送）のどちらか一方をお選びください。対象業種の店舗において取り組んでいる感染症予防対策について、申請書に入力（記入）し、添付資料と合わせて申請してください。

申請フォームや申請書の  
ダウンロードはこちら



### 電子申請

申請フォームから必要事項を入力ください。

### 書面申請

申請書をダウンロード、必要事項をご記入の上、[添付資料①及び②]を同封して、以下の宛先まで郵送ください。

[添付資料①] 飲食業許可証の写し

[添付資料②] 身分証明書の写し 飲食業の許可を受けた者の住所、氏名、生年月日が表示された公的資料の写し（例：運転免許証、健康保険証等）

郵送先：〒420-0853 静岡市葵区追手町2番12号 静岡安藤ハザビル2F  
ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度事務局 あて

## 申請から認証までの流れ



申請いただいた内容を確認します。

申請者の方に現地確認の日程調整について連絡します。

申請が混み合っている場合、申請から現地確認まで、日数を要する場合があります。

県が作成した「感染症予防対策に係る基準」に適合していることが認められれば、認証書及び認証マークを交付します。

認証事務に際して金品等を要求することは一切ありません。

## ふじのくに安全・安心認証（飲食店）への支援制度について

静岡県では、ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度へ申請する事業者の方を対象に、感染予防対策資材の購入費等を支援する制度を検討中です。令和3年5月20日以降に感染予防対策資材の購入を予定されている方は、購入者、購入日、購入店、購入した資材の内容・金額が確認できる資料（領収書等）を保管いただきますよう、お願いいたします。なお、当支援制度は、他の支援制度（補助事業）を適用した資材は、対象となりません。